

NSRにゅーす

社会保険労務士法人NSR

大阪オフィス tel 06-6345-3777

神戸オフィス tel 078-371-5120

雇用保険助成金関係とびっくす

～平成22年4月1日より改正予定～

助成金	改正予定の内容
中小企業基盤人材確保助成金	<p>【新分野進出等に係る基盤助成金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般労働者への助成の廃止。 ・雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域(特定地域)への拡充措置の廃止。 ・新分野進出等基盤人材の雇入れ・・・140万円/人 <p>【生産性向上に係る基盤助成金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般労働者への助成の廃止。 ・小規模事業主への拡充措置の廃止。 ・300万円以上の設備投資要件を追加。 ・対象基盤人材が60歳以上の場合、年収要件を450万円以上から400万円以上に。 ・生産性向上基盤人材の雇入れ又は受入れ・・・170万円/人（現行は140万円）
キャリア形成促進助成金	<p>【訓練等支援給付金】（対象：中小企業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門的な訓練の実施に対する助成（対象職業訓練）に係る助成率を引き下げ。 <p>訓練に要した経費及び訓練の実施時間に対して支払われた賃金に対し 1/2 → 1/3 相当額へ。</p>
中小企業雇用創出等能力開発助成金	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模事業主への拡充措置の廃止。 ・訓練に要した経費及び訓練の実施時間に対して支払われた賃金に対し 2/3 → 1/2 相当額へ

*このほか、建設雇用改善助成金についても改正の予定です。

詳しくはこちらでご覧下さい。

http://www.ehdo.go.jp/new/n_2010/0310.html